

平成29年第3回（9月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

No.	議案番号	件名	頁
1	第37号議案	吉川市個人情報保護条例及び吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1
2	第38号議案	吉川市国民健康保険財政調整基金条例	7
3	第39号議案	吉川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	9
4	第40号議案	公平委員会委員の選任について	20
5	第41号議案	平成28年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について	22
6	第42号議案	平成28年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	23
7	第43号議案	平成28年度吉川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	24
8	第44号議案	平成28年度吉川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	25
9	第45号議案	平成28年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	26
10	第46号議案	平成28年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	27
11	第47号議案	平成28年度吉川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	28
12	第48号議案	平成29年度吉川市一般会計補正予算（第2号）	—
13	第49号議案	平成29年度吉川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	—
14	第50号議案	平成29年度吉川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	—
15	第51号議案	平成29年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	—
16	第52号議案	平成29年度吉川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	—

第37号議案

吉川市個人情報保護条例及び吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(吉川市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 吉川市個人情報保護条例(平成12年吉川市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第33条において同じ。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。 (8)～(10) 略 2 略 (収集の制限及び禁止) 第8条 実施機関は、思想、信条、宗教及び犯	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に <u>規定された</u> 特定個人情報をいう。 (8)～(10) 略 2 略 (収集の制限及び禁止) 第8条 実施機関は、思想、信条、宗教及び犯

<p>罪に関する個人情報並びに社会的差別の原因と認められる個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年吉川市条例第18号）第1条の規定に基づき設置される吉川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第33条 実施機関は、第30条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施（前条の規定により準用された第24条第3項前段の規定による実施を含む。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>罪に関する個人情報並びに社会的差別の原因と認められる個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>別に定める吉川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第33条 実施機関は、第30条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施（前条の規定により準用された第24条第3項前段の規定による実施を含む。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>
---	---

<p>(利用停止請求)</p> <p>第34条 何人も、自己情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該自己情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を請求することができる。</p> <p>(1) 当該保有個人情報保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項若しくは第12条第1項第3号の規定に違反して保有されているとき又は第10条第1項若しくは第2項若しくは第10条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は<u>番号法第29条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（<u>番号法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第40条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は<u>開示請求</u>、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決を</p>	<p>(利用停止請求)</p> <p>第34条 何人も、自己情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該自己情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を請求することができる。</p> <p>(1) 当該保有個人情報保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項若しくは第12条第1項第3号の規定に違反して保有されているとき又は第10条第1項若しくは第2項若しくは第10条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は<u>同法第28条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（<u>同法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第40条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は<u>改正請求</u>、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決を</p>
--	--

<p>すべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>すべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年吉川市条例第18号）第1項の規定に基づき設置される吉川市情報公開・個人情報保護審査会</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>
---	--

(吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年吉川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(個人番号の利用)</p> <p>第2条 法第9条第2項の市の執行機関が個人</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>第19条第9号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(個人番号の利用)</p> <p>第2条 法第9条第2項の市の執行機関が個人</p>

<p>番号を利用して処理する条例で定める事務は、同条第1項の規定により当該執行機関が処理することとされる<u>個人番号</u>利用事務で、同項の規定により当該執行機関が処理することとされる他の<u>個人番号</u>利用事務の処理のために保有する特定個人情報ファイル（市長以外の執行機関にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条各号に掲げる事項を含む。以下この条において同じ。）を検索し、当該特定個人情報ファイルに含まれる特定個人情報を利用することで効率的に処理することができると認められるものとする。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第3条 法第19条第<u>10号</u>の条例で定める特定個人情報の提供は、市の執行機関が法第9条第1項に規定する<u>個人番号</u>利用事務を処理する場合において、同項に規定する他の執行機関が処理することとされる<u>個人番号</u>利用事務の処理のために保有する特定個人情報ファイル（市長にあつては、住民基本台帳法第7条各号に掲げる事項を含む。以下この条において同じ。）に含まれる特定個人情報について必要な限度で行われる提供とする。</p> <p>2 略</p>	<p>番号を利用して処理する条例で定める事務は、同条第1項の規定により当該執行機関が処理することとされる<u>個人情報</u>利用事務で、同項の規定により当該執行機関が処理することとされる他の<u>個人情報</u>利用事務の処理のために保有する特定個人情報ファイル（市長以外の執行機関にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条各号に掲げる事項を含む。以下この条において同じ。）を検索し、当該特定個人情報ファイルに含まれる特定個人情報を利用することで効率的に処理することができると認められるものとする。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第3条 法第19条第<u>9号</u>の条例で定める特定個人情報の提供は、市の執行機関が法第9条第1項に規定する<u>個人情報</u>利用事務を処理する場合において、同項に規定する他の執行機関が処理することとされる<u>個人情報</u>利用事務の処理のために保有する特定個人情報ファイル（市長にあつては、住民基本台帳法第7条各号に掲げる事項を含む。以下この条において同じ。）に含まれる特定個人情報について必要な限度で行われる提供とする。</p> <p>2 略</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）が施行されたことに伴い、所要の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第38号議案

吉川市国民健康保険財政調整基金条例

国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第16号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 国民健康保険財政の健全な運営を図るため、吉川市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算（以下「特別会計歳入歳出予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的に該当する場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前、国民健康保険の保険給付費支払基金に属していた現金及び有価証

券は、基金に属するものとする。

平成29年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

国民健康保険の広域化を踏まえ、保険給付費支払金が不足した場合のほか、国民健康保険事業費納付金の支払金が不足した場合等にも基金から充当できるよう、国民健康保険財政調整基金を設置したいので、この案を提出するものである。

第39号議案

吉川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

吉川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年吉川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（既存の建築物に対する制限の緩和）</p> <p>第10条 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。</p> <p>（1）増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第3条の規定（同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期</p>	<p style="text-align: center;">（既存の建築物に対する制限の緩和）</p> <p>第10条 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。</p> <p>（1）増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第3条の規定（同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期</p>

をいう。以下この条において同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。

(2)及び(3) 略

別表第1 (第2条関係)

名称	区域
略	
本吉川地区地区整備計画区域	略
吉川橋周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された吉川橋周辺地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係)

(1)～(6) 略

(7) 平沼西部地区地区整備計画区域

地区区分	略	敷地面積の最低限度	略

をいう。以下この条において同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第6項まで及び法第53条の規定に適合すること。

(2)及び(3) 略

別表第1 (第2条関係)

名称	区域
略	
本吉川地区地区整備計画区域	略

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係)

(1)～(6) 略

(7) 平沼西部地区地区整備計画区域

地区区分	略	敷地面積の最低限度	略

住 商 共 存 地 区	<p>130平方メートル</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>(1) 公衆便所又は巡査派出所</p> <p>(2) 令第130条の4に定めるもの</p> <p>(3) 道路後退による残地を一の敷地として使用する場合</p> <p>(4) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第2条の規定による土地の収用をしたことにより130平方メートル未満となった土地を一の敷地として使用する場合</p> <p>(5) 現に同一人が所有権を有している土地について当該土地（開発行為に伴う公共施設の面積を除く。）の区画数は、次に掲げる区分に応じ、当該区分の定める数以内で、面積が100平方メートル以上の場合</p> <p>ア 230平方メートル未満の場合 1</p> <p>イ 230平方メートル以上330平方メートル未満の場合 2</p>		住 商 共 存 地 区	<p>130平方メートル</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>(1) 公衆便所又は巡査派出所</p> <p>(2) 令第130条の4に定めるもの</p> <p>(3) 道路後退による残地を一の敷地として使用する場合</p> <p>(4) 現に同一人が所有権を有している土地について、当該土地の面積（道路後退部分及び開発行為に伴う公共施設の面積を除く。）を130平方メートル以上ごとに分割して生じた残り100平方メートル以上の残地を一の敷地として使用する場合</p>	
住 居 地 区			住 居 地 区	<p>130平方メートル</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>(1) 公衆便所又は巡査派出所</p> <p>(2) 令第130条の4に定めるもの</p> <p>(3) 道路後退による残地を一の敷地として使用する場合</p> <p>(4) 現に同一人が所有権を有</p>	

	ウ 330平方メートル以上の場合 130で除した数について小数点第1位を四捨五入した数			している土地について、当該土地の面積（道路後退部分及び開発行為に伴う公共施設の面積を除く。）を130平方メートル以上ごとに分割して生じた残り100平方メートル以上の残地を一の敷地として使用する場合	
--	---	--	--	--	--

(8) 武蔵野操車場跡地地区地区整備計画区域

地区の区分	用途の制限	略
A地区 (武蔵野操車場跡地地区地区整備計画の計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)～(6) 略 (7) ボーリング場、スケート場、水泳場及び <u>令第130条の6の2</u> で定める運動施設 (8)及び(9) 略 (10) 工場 (<u>令第130条の6</u> で定めるものを除く。) (11)～(13) 略	
B地区 (武蔵野操車場跡地地区地区整備計画の	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)～(6) 略 (7) ボーリング場、スケート場、水泳場及び <u>令第1</u>	

(8) 武蔵野操車場跡地地区地区整備計画区域

地区の区分	用途の制限	略
A地区 (武蔵野操車場跡地地区地区整備計画の計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)～(6) 略 (7) ボーリング場、スケート場、水泳場及び <u>建築基準法施行令第130条の6の2</u> で定める運動施設 (8)及び(9) 略 (10) 工場 (<u>建築基準法施行令第130条の6</u> で定めるものを除く。) (11)～(13) 略	
B地区 (武蔵野操車場跡地地区地区整備計画の	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)～(6) 略 (7) ボーリング場、スケート場、水泳場及び <u>建築基</u>	

計画図に表示するB地区をいう。)	30条の6の2で定める運動施設 (8)～(13) 略		計画図に表示するB地区をいう。)	<u>準法施行令第130条</u> の6の2で定める運動施設 (8)～(13) 略	
略			略		
D地区 (武蔵野操車場跡地地区地区計画の計画図に表示するD地区をいう。)	1 次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 (1)～(3) 略 (4) 工場 (令第130条の6で定めるものを除く。) (5)～(12) 略 2 略		D地区 (武蔵野操車場跡地地区地区計画の計画図に表示するD地区をいう。)	1 次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 (1)～(3) 略 (4) 工場 (<u>建築基準法施行令</u> 第130条の6で定めるものを除く。) (5)～(12) 略 2 略	
略			略		
(9) 略			(9) 略		
(10) 平沼東部地区地区整備計画区域			(10) 平沼東部地区地区整備計画区域		
地区の区分	用途の制限	略	地区の区分	用途の制限	略
A地区 (平沼東部地区地区計画の計画図に表示するA地区をいう。) (近隣商業地域)	次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 (1)及び(2) 略 (3) ボーリング場、スケート場、水泳場及び令第130条の6の2で定める運動施設 (4)～(11) 略		A地区 (平沼東部地区地区計画の計画図に表示するA地区をいう。) (近隣商業地域)	<u>次の各号</u> に掲げる建築物は、 建築してはならない。 (1)及び(2) 略 (3) ボーリング場、スケート場、水泳場及び <u>建築基準法施行令第130条</u> の6の2で定める運動施設 (4)～(11) 略	

<p>B地区 (平沼東部地区地区計画の計画図に表示するB地区をいう。) (第二種住居地域)</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)及び(2) 略 (3) ボーリング場、スケート場、<u>水泳場</u>及び令第130条の6の2で定める運動施設 (4)～(11) 略</p>		<p>B地区 (平沼東部地区地区計画の計画図に表示するB地区をいう。) (第二種住居地域)</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)及び(2) 略 (3) ボーリング場、スケート場、<u>水泳条</u>及び令第130条の6の2で定める運動施設 (4)～(11) 略</p>	
<p>C地区 (平沼東部地区地区計画の計画図に表示するC地区をいう。) (第一種住居地域)</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)～(9) 略</p>		<p>C地区 (平沼東部地区地区計画の計画図に表示するC地区をいう。) (第一種住居地域)</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)～(9) 略</p>	
(11) 本吉川地区地区整備計画区域			(11) 本吉川地区地区整備計画区域		
<p>地区の区分</p>	<p>用途の制限</p>	<p>略</p>	<p>地区の区分</p>	<p>用途の制限</p>	<p>略</p>
<p>A地区 (本吉川地区地区計画の計</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)及び(2) 略 (3) ボーリング場、スケー</p>		<p>A地区 (本吉川地区地区計画の計</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)及び(2) 略 (3) ボーリング場、スケー</p>	

画図に表 示するA 地区をい う。)	ト場、水泳場及び <u>令第1 30条の6の2</u> で定める 運動施設 (4)～(9) 略	画図に表 示するA 地区をい う。)	ト場、水泳場及び <u>建築基 準法施行令第130条の 6の2</u> で定める運動施設 (4)～(9) 略
B地区 (本吉川 地区地区 計画の計 画図に表 示するB 地区をい う。)	次に掲げる建築物は、建 築してはならない。 (1)～(11) 略 (12) 風俗営業等の規制及 び業務の適正化等に関す る法律第2条第1項第 <u>5</u> 号及び第4項から第10 項までの営業の用に供す るもの	B地区 (本吉川 地区地区 計画の計 画図に表 示するB 地区をい う。)	次の各号に掲げる建築物 は、建築してはならない。 (1)～(11) 略 (12) 風俗営業等の規制及 び業務の適正化等に関す る法律第2条第1項第 <u>8</u> 号並びに第4項から第1 0項の営業の用に供する もの

(12) 吉川橋周辺地区地区整備計画区域

地 区 の 区 分	用途の制限	敷地面積の 最低限度	高 さ の 最 高 限 度
A 地 区 (吉 川 橋 周	次に掲げる建築物 は、建築してはなら ない。 (1) 店舗、飲食店、 事務所その他これ らに類する用途に 供するものでその 用途に供する部分	130平 方メートル ただし、 次のいずれ かに該当す る建築物に ついては、 この限りで	1 4 メ ー ト ル 以

<p>辺 地 区 地 区 計 画 の 計 画 図 に 表 示 す る A 地 区 を い う 。)</p>	<p>の床面積の合計が 500平方メー ルを超えるもの (2) 自動車修理工場 (3) ボーリング場、 スケート場、水泳 場及び令第130 条の6の2で定め る運動施設 (4) ホテル又は旅館 (5) 自動車教習所 (6) 畜舎（建築物に 付属する床面積の 合計が15平方メ ートル以下のもの を除く。） (7) 倉庫（倉庫の用 途に供する部分の 床面積の合計が5 00平方メートル 以下のものを除く 。） (8) 危険物の貯蔵又 は処理に供するも の（敷地内建築物 の供給処理に伴う ものを除く。） (9) ガソリンスタン ド</p>	<p>ない。 (1) 公衆便 所又は巡 査派出所 (2) 令第1 30条の 4に定め るもの (3) 道路後 退による 残地を一 の敷地と して使用 する場合 (4) 土地収 用法第2 条の規定 による土 地の収用 をしたこ とにより 130平 方メー トル未満と なった土 地を一の 敷地とし て使用す る場合</p>	<p>下 か つ 地 階 を 除 く 階 数 が 4 以 下 と す る 。 。</p>	
--	--	--	--	--

<p>B 地 区 (吉 川 橋 周 辺 地 区 地 区 計 画 の 計 画 図 に 表 示 す る B 地 区 を い</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 自動車修理工場（ガソリンスタンドに付属するものを除く。）</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場及び令第130条の6の2で定める運動施設</p> <p>(4) ホテル又は旅館</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 畜舎（建築物に付属する床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）</p> <p>(7) 倉庫（倉庫の用</p>	<p>(5) 現に同一人が所有権を有している土地について当該土地（開発行為に伴う公共施設の面積を除く。）の区画数は、次に掲げる区分に応じ、当該区分の定める数以内で、面積が100平方メートル以上の場合ア 230平方メートル未満の場合</p>		
---	---	---	--	--

う 。)	<p>途に供する部分の 床面積の合計が5 00平方メートル 以下のものを除く 。)</p> <p>(8) 危険物の貯蔵又 は処理に供するも の(敷地内建築物 の供給処理に伴う ものを除く。)</p> <p>(9) マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発 売所、場外車券売 場その他これらに 類するもの</p> <p>(10) カラオケボッ クスその他これら に類するもの</p> <p>(11) 劇場、映画館 、演芸場又は観覧 場</p> <p>(12) 風俗営業等の 規制及び業務の適 正化等に関する法 律第2条第1項第 5号及び第4項か ら第10項までの 営業の用に供する</p>	<p>1 イ 23 0平方 メート ル以上 330 平方メ ートル 未満の 場合 2 ウ 33 0平方 メート ル以上 の場合 13 0で除 した数 につい て小数 点第1 位を四 捨五入 した数</p>		
-------------	--	--	--	--

	もの			
--	----	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川橋周辺地区が都市計画決定されたことに伴い、その計画区域を制限の対象に加えるとともに、平沼西部地区地区整備計画区域の最低敷地面積の算定方法の改正その他所要の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第40号議案

公平委員会委員の選任について

公平委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 森山健次

生年月日 ○○○○○○○○

平成29年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

公平委員会委員の真木吉夫氏が平成29年9月21日をもって任期満了となるため、その後任者を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 森山健次

生年月日 ○○○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○○○

経 歴

平成 21 年 10 月 ○○○○○○○○○○

平成 22 年 12 月 ○○○○○○○○○○

現在に至る

第41号議案

平成28年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度吉川市一般会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

第42号議案

平成28年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

第43号議案

平成28年度吉川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度吉川市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

第44号議案

平成28年度吉川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度
吉川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付
する。

平成29年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

第45号議案

平成28年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

第46号議案

平成28年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

第47号議案

平成28年度吉川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成28年度に生じた利益について平成28年度吉川市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議決を求め、同法第30条第4項の規定により、平成28年度吉川市水道事業会計決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成29年9月1日提出

吉川市長 中原恵人